

令和7年度 目黒区民間障害者グループホーム等 職員宿舎借上げ補助制度について

1 目的

目黒区内に夜間支援を行う障害者施設（共同生活援助、施設入所支援、短期入所）を設置する民間法人に対して、職員の宿舎借上げを支援し、住宅費の負担を軽減することで、人材の確保・定着を図るとともに、防災の取組及び災害時の支援体制を確保することを目的としています。

2 交付対象

以下の民間法人が補助金の交付対象です。

- ・目黒区内に、共同生活援助、施設入所支援、短期入所の事業所を設置している。
- ・目黒区や町会等が実施する防災訓練や地域活動に、事業所の利用者とともに参加することができる。

なお、法人が宿舎の借上げに関する事務等を業者に委託している場合は、委託業者に対して補助金を交付します。

3 交付要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

【住居の要件】

- ・入居者が勤務する事業所から、おおむね半径4 km以内であること。
- ・対象法人または委託業者が、貸主と賃貸借契約を結んでいること。
- ・貸主が、対象法人または委託業者の利害関係者でないこと。
- ・対象法人または委託業者と入居者とで、住居使用に関する契約を結んでいること。
- ・国や東京都その他の団体による同様の補助事業の対象となっていないこと。

【入居者の要件】

- ・対象法人が目黒区内に設置する共同生活援助、施設入所支援、短期入所の事業所に勤務していること。
- ・勤務時間が、対象法人の定める「常勤の従事者が勤務すべき時間数」に達していること。（週32時間以上である必要があります。）
- ・対象法人と、期間の定めのない雇用契約を締結していること。
- ・対象法人の役員でないこと。
- ・対象法人で採用された日から起算して7年以内であること。
- ・本人及び同居人が住居手当等を受給していないこと。
- ・災害時に、区内の障害福祉施設の福祉避難所の運営に協力できること。

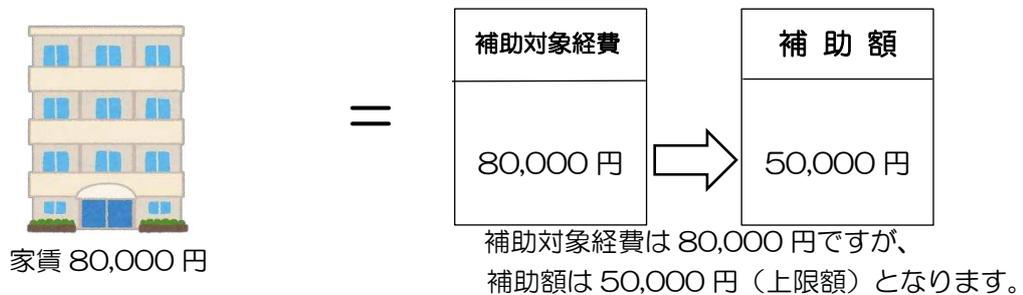
4 補助戸数・補助基準額

- 1 事業所につき、最大 **4 戸**まで補助します。
(令和 7 年度から、3 戸→4 戸に拡大しました。)
- 1 戸あたり月額 **50,000 円**まで補助します。

5 補助対象経費と補助額の考え方

対象法人が支払った宿舍の賃借料のうち、入居者から宿舍使用料として徴収した金額を引いた金額を補助対象経費とし、補助対象経費と補助基準額（50,000 円上限）とを比較していずれか低い額（1,000 円未満切捨て）を補助します。

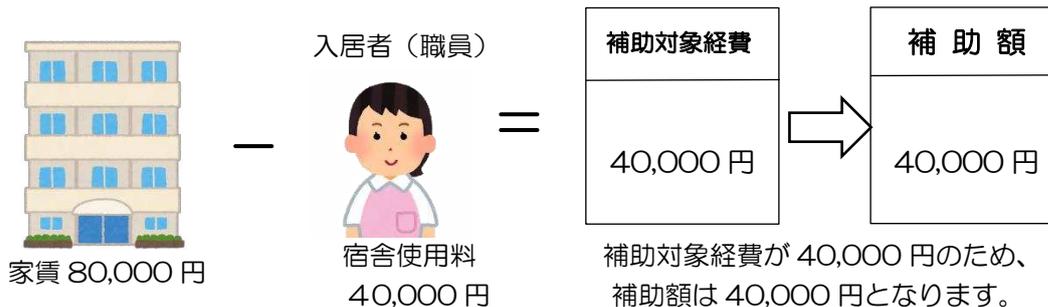
【例 1】家賃 80,000 円の全額を対象法人が負担している場合



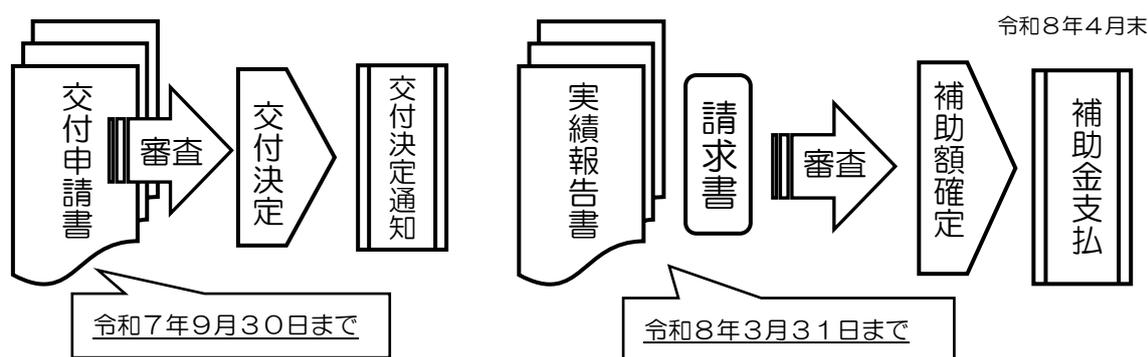
【例 2】家賃 80,000 円のうち入居者から宿舍使用料 30,000 円を徴収している場合



【例 3】家賃 80,000 円のうち入居者から宿舍使用料 40,000 円を徴収している場合



6 申請・実績報告の流れ



・補助金の申請

- 1 補助金の交付を希望する法人は、令和7年9月30日までに、交付申請書に必要な書類を添えて申請していただきます。
- 2 区では、提出された交付申請書を審査した後、要件に該当すると確認できた場合に交付の決定をし、その旨の通知をします。
※交付決定額に変更（入居者や金額の増減等）が生じたときは、変更申請が必要です。変更申請は令和8年2月28日が締切です。

・実績報告、補助金の請求

- 1 補助金の交付を受けた法人は、令和7年度末（令和8年3月31日）までに実績報告書と請求書を提出していただきます。
- 2 区では、提出された実績報告書を審査した後、補助額が確定となりましたら、請求書に基づき補助金をお支払いします。
- 3 請求書に記載する額は、交付決定額か実績報告書のいずれかの低い額となり、それを超えて請求することはできません。

提出書類

要綱で定められている申請書等の様式のほか、以下の書類が必要です。

※このほか、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

【交付申請時】

- ・事業計画書、収支予算書（様式あり）
- ・借上げ宿舎に関する賃貸借契約書（写し）【対象法人と貸主との間におけるもの】
- ・入居契約書等及び雇用契約書（写し）【対象法人と入居者の間におけるもの】
- ・入居者の住民票（写し）【申請日から過去3か月以内に発行されたもの】

【実績報告時】

- ・実績報告内訳書、収支決算書、訓練等参加報告書（様式あり）
- ・住居の賃借料を対象法人が支払ったことを確認できる書類（領収書等の写し）
- ・入居者から徴収した宿舎使用料の金額が確認できる書類（給与明細等の写し）

Q&A

Q1 当該職員に住居手当を支給している場合は対象となりますか。

A1 住居手当を支給している場合は対象外です。また、同一世帯員が勤務先で住居手当を受給している場合も対象外です。

Q2 東京都から宿舍借上げに対する補助金が出ている場合は、この事業の対象となりますか。

A2 東京都やその他の団体から宿舍借上げに関する補助を受けている宿舍は、本事業の対象とすることはできません。同一事業所内で、宿舍ごとに補助事業を分けて補助を受けることは可能です。

Q3 賃貸契約の名義は法人名義でなければいけませんか。

A3 法人または委託業者が賃貸借契約を結んでいる必要があります。職員の個人名義で賃借している場合は対象外です。なお、法人または委託業者の利害関係者が所有する宿舍の場合も対象外です。

Q4 補助対象期間中に対象職員が退職しました。どうなりますか。

A4 退職等により入居者が退去した月までが補助対象となります。退職が決定次第、変更交付申請書をご提出ください。

Q5 すでに申請書類を提出し、交付決定通知を受領しましたが、新たに借上げ宿舍に入居した職員がいます。この場合はどうなりますか。

A5 上限の4戸以内であれば、変更申請をしていただければ補助対象となります。変更交付申請書をご提出ください。

Q6 シェアハウスのように1戸に複数人暮らしている場合は、どうなりますか。

A6 入居者が複数でも、宿舍が1戸の場合は補助額は1戸分となります。

Q7 1法人で複数の施設を運営していますが、補助対象はどうなりますか。

A7 要件に該当すれば複数の事業所を補助対象とすることが可能です。事業所ごとに最大4戸まで補助を受けられます。

Q8 採用7年目までが補助対象ですが、平成30年11月1日に採用した職員についての取扱いはどうなりますか。

A8 採用日から起算して7年以内の方が対象のため、令和7年10月分までが補助対象となります。なお、本補助金は令和7年度が対象であることから、令和7年4月1日より前の期間は補助対象となりません。

Q9 入居者が、入居後しばらく住民票を異動していませんでした。いつから補助を受けられますか。

A9 以下を比較して最も遅い日が属する月から補助対象となります。

- ①貸主と法人との賃貸借契約期間の初日
- ②法人と入居者で取り決めた入居開始日
- ③入居者の住民票上の転入日

問い合わせ 目黒区健康福祉部
障害施策推進課障害施設係
電話 03-5722-9893
FAX 03-5722-6849